

「元気とやま かがやきウォーク」協賛企業・団体 募集要項

(目的)

第1条 この要項は、富山県公式スマートフォンアプリ「元気とやま かがやきウォーク」(以下「アプリ」という。)を使用する「働き盛りの健康づくり支援(健康ポイント)事業」の実施にあたり、その趣旨に賛同し、協賛の応募があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(参加条件)

第2条 県ホームページやアプリ、チラシ上での情報公開を了承したうえで、次の各号に合致する企業・団体(以下「企業等」という。)とする。

- (1) 本事業の趣旨に合致した協賛内容であること。
- (2) 風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を行う企業等でないこと。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6項に規定する暴力団員をいう。)またはこれらの関係者と密接に関わりを持つ企業等でないこと。
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている企業等でないこと。
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を営む企業等でないこと。
- (6) その他、県が適当でないと認めた企業等でないこと。

(協賛内容)

第3条 協賛の内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、内容は、都度応募により、変更可能とする。

- (1) 「プレゼントキャンペーン」で使用する賞品の提供
- (2) アプリ内イベント「ミッション」で使用する賞品の提供
- (3) 協賛者のホームページや刊行物等におけるアプリの継続的なPR

(協賛特典)

第4条 協賛者は、次の各号に掲げる特典を受けることができる。ただし、県の選定を受けた日から概ね1年間とする。

- (1) 県ホームページに、企業等のロゴマークとホームページリンクの掲載
- (2) プレゼントキャンペーン等のチラシに、企業等のロゴマークの掲載
- (3) アプリ内イベント「ミッション」の協賛の場合、企業等の名称をイベント名に記載が可能
- (4) 協賛者による本事業に協賛している旨の表示

(協賛手続き)

第5条 協賛に係る手続きは、次のとおりとする。

(1) 協賛の応募方法

協賛を希望する者は、応募専用フォーム<富山県電子申請サービス>に必要事項を入力して送信する(次のURL又は二次元コード参照)。

URL : <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/ntmn84pq>

二次元コード ⇒



(2) 協賛の受入れ

県は協賛希望者と調整した後、協賛受入れの可否や協賛品の送付方法等について連絡する。

(3) 協賛として受け入れられないもの

次のいずれかに該当する場合、県は協賛を受け入れないものとする。

ア 本事業の趣旨に反すると認められるもの

イ 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの

ウ 政治活動、宗教活動等にあたると認められるもの

エ 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの

オ 個人の情報を取得する目的と認められるもの

カ 提供にあたり個人情報が必要となるもの

キ その他、県が適当でないと認めるもの

(4) その他

協賛希望者は、協賛品の内容や重量によっては、当選者への個別の賞品発送を県から依頼される可能性があることについて予め了承すること。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項に関しては、富山県厚生部健康対策室健康課長が定める。

附 則

この要項は、令和5年3月22日から施行する。

<連絡先>

富山県厚生部健康対策室健康課 健康増進・歯科保健担当

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL : 076-444-3222

FAX : 076-444-3496

E-mail : akenkotaisaku@pref.toyama.lg.jp

(E-mail の場合、送信後に電話連絡もお願いします。)